

第4章 計画の具体的内容

1 みんなが安心して暮らせる地域づくりの推進

(1) 相談・情報提供体制の充実

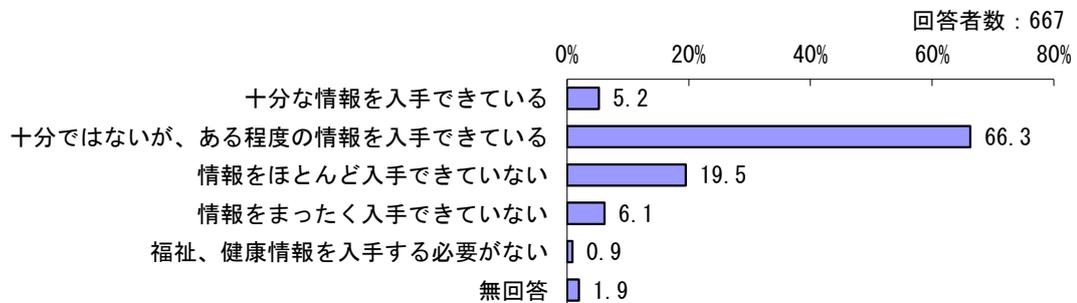
現状と課題

平成30年4月から施行される改正社会福祉法では、「地域福祉計画」に盛り込むべき事項の一つとして「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が挙げられていますが、安心できる地域生活の実現のために必要不可欠な「相談・情報提供体制」の充実、法がうたう内容に該当する最も重要な取組の一つであると言えます。誰もが気軽に相談できる窓口の整備・専門的な相談体制の充実や、支援を必要とする人へのサービス等に関するわかり易い情報提供が重要です。

本町では、『広報さかい』や町ホームページで各種情報の提供を進めるとともに、子ども、高齢者、障害のある人など、分野ごとの相談活動を行っていますが、今後は、各種相談の連携を強化するとともに、多様な情報提供を一層充実させる必要があります。また、相談に関しては、自発的に相談に来られない方の潜在的なニーズの把握が課題になります。

アンケート調査の結果では、福祉や健康に関する情報を十分に得られているかどうかの質問に対して、「ほとんど」または「まったく」「情報を入手できていない」と答えた人が合計で25.6%と4人に1人程度みられ、課題がうかがえます。

〈福祉、健康に関する情報の入手状況〉



取組の方向

各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを進め、公的制度などについてわかり易く周知していくための工夫に努めます。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎困ったときには気軽に相談しましょう。
- ◎『広報さかい』や町ホームページ等の情報を利用して福祉制度、サービス等の内容を理解するようにしましょう。
- ◎民生委員・児童委員等と協力して、情報提供の場づくりに努めましょう。

町（行政）の取組

- ◇必要とする人が必要な時に、何でも相談できる体制を確立します。また、相談窓口間の連携・連絡の強化に努め、総合相談体制の充実を図ります。
- ◇子育て中の親の相談窓口や交流の場として、子育て支援施設の活用を促進します。
- ◇『広報さかい』や町ホームページなどによる情報提供を推進します。
- ◇民生委員・児童委員、ボランティア等を通じて、福祉サービス等の情報を提供します。
- ◇住民との座談会や「ふれあいサロン」等の地域福祉活動を通じて福祉サービスの情報を提供します。
- ◇生活困窮者が確実に福祉事務所につながるよう、連携の強化を図ります。

町内事業者の取組

- ・多様な相談窓口の連携を図っていきます。
- ・情報周知の方法を工夫し、必要とする人に必要な福祉サービスの情報が届くようにしていきます。

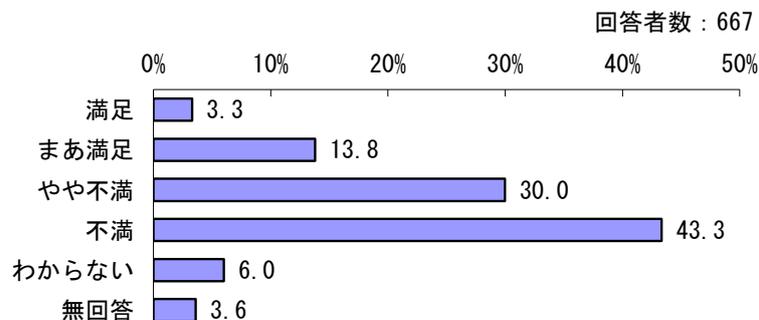
(2)「福祉のまちづくり」の推進

現状と課題

人と会ったり、買い物をしたり、レジャーに行ったりなど、「外出」は、町民生活の基本要件の一つであり、それらが制限なく行えることが重要になります。そのため、道路や公共施設等が誰にとっても利用し易い「ユニバーサルデザイン」で整備されていることや公共交通網が充実していることなど、外出しやすい環境づくりが必要であり、また、支援を必要とする人のための外出・移動支援の取組も大切になります。特に、高齢化の進行とともに町内等での移動が困難な方が増えてきており、そうした外出困難者や交通弱者のための移動支援の充実が求められています。

アンケート調査の結果では、「交通機関などの便利さ」に関しては町民から高い評価は得られておらず、今後とも一層の努力・工夫が必要であることがうかがえます。

《地域の暮らしの満足度－交通機関などの便利さ》



取組の方向

「ユニバーサルデザイン」の考え方にに基づき、高齢者、障害のある人をはじめ、すべての人が安心して移動・活動できるまちづくりをめざします。そのため、施設などのハード面での整備を進めるとともに、それらが有効にいかされるよう、「バリアフリー」・「ユニバーサルデザイン」に関する情報提供をはじめ、外出し易い交通システムの整備を進めていきます。

また、「バリアフリー化」・「ユニバーサルデザイン」の重要性や高齢者、障害のある人等への理解を深めて行動につなげる「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」*を推進し、すべての町民が同じように社会参加できる環境づくりに努めます。

***心のバリアフリー・心のユニバーサルデザイン** 障害や障害のある人などへの差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくす（＝バリアフリー）、または初めから障壁ができないようにする（＝ユニバーサルデザイン）こと。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎障害のある人や高齢者など町に暮らすさまざまな人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。
- ◎買い物や病院の送迎などを、できる範囲で手助けしましょう。
- ◎外出困難な方に地域のお店で配達を行うサービスなどについて検討しましょう。
- ◎子どもたちが安心して遊べるよう公園の安全点検や清掃などを行い、維持管理に努めましょう。

町（行政）の取組

- ◇「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、誰もが施設等を利用しやすい、また、交通システムの検討などによる移動しやすいまちづくりに努めます。また、住民や事業者等への普及・啓発に努めます。
- ◇福祉教育の推進、『広報さかい』、パンフレット等さまざまな手段、機会を通して障害等に関する正しい情報提供を行い、「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」を推進していきます。

町内事業者の取組

- ・高齢者や障害のある人の外出を支援するため、福祉車両を使った輸送サービスや外出時の移動支援等を行います。

(3) 福祉意識の育成と人権・権利の擁護

現状と課題

「地域共生社会」の実現に向けて、町民の「福祉」に対する意識の醸成を図っていく必要があります。そのため、家庭・地域・学校・企業が連携して取り組む福祉についての学習の機会の拡大とともに、各種メディアを活用した広報活動の推進等による啓発活動や学習機会の充実が必要になります。

また、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、「福祉の心」を育成することも大切です。そのために、幼児教育や学校教育の場における福祉当事者や高齢者との交流など、福祉分野に関する取組が重要になります。

一方、認知症や障害等により判断能力が十分でない人が安心して財産の管理や公的な手続きを行うための「成年後見制度」に関しては、その利用の促進について基本理念を定め、国の責務等を明らかにした「成年後見制度利用促進法」が平成 28 年 5 月に施行されています。

支援を必要とする世帯に関して、民生委員・児童委員の活動を中心に地域の中で住民相互の見守り活動を行うことによって、誰にも看取られることなく亡くなってしまいう「孤独死」を防止するとともに、福祉サービスの制度や内容を説明し、判断能力等に支障があれば「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」につなげていくことが必要です。

また、高齢者、障害のある人、児童に対する虐待の防止等を規定する法律がそれぞれ制定・整備されており、虐待や家庭内暴力の抑止に努めることが期待されています。

取組の方向

町民一人ひとりの意識の中に「福祉」という考え方が浸透し、地域に根付き、すべての人の人権が尊重される「福祉文化」の土壌が形成されるよう、人権意識を高める啓発、幼児教育や学校教育、社会教育（生涯学習）などあらゆる機会の中で福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図っていきます。特に、次代の「地域福祉」の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働し、異世代交流やボランティア体験等により、すべての人々がともに生きともに育つ「地域福祉」の実現をめざす思いやりと助け合いの心が育まれるよう、福祉教育の推進を図っていきます。

「地域包括支援センター」と町社会福祉協議会が連携を図り、福祉サービス等の利用に際して

判断能力が不十分な高齢者等への支援を推進します。

さらに、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について「成年後見制度」の専門的な相談・制度の広報普及や後見人等の選任申し立ての利用支援を行い、権利の擁護を図ることで、契約制度の下で安心して生活できる仕組みづくりを進めていきます。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎高齢者や障害のある人、子どもその他さまざまな人権問題を、“他人事”でなく自分自身の問題（「我が事」）としてとらえ、行動につなげましょう。
- ◎地域で開催される集会などの機会に、福祉関係の講話などを盛り込むようにしましょう。
- ◎地域活動を通じて、子どもたちに、個々の違いを認め理解するための機会を提供しましょう。
- ◎身の回りで各種虐待などの異変に気づいたときには、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- ◎事業所や病院など虐待を発見しやすい立場の関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。

町（行政）の取組

- ◇各種研修事業などを活用し、地域の中で福祉教育や人権教育を推進します。
- ◇障害や障害のある人への理解の促進を図るため、幼少期から地域の障害のある人とふれあう交流会を実施するなど、福祉教育の実践・充実を図ります。
- ◇公民館講座や家庭教育学級で人権に関する講話を行い、人権の啓発に取り組めます。
- ◇保健・医療・福祉・教育に関する研修会、イベントの開催、広報等を通じて積極的な啓発活動を推進し、「ノーマライゼーション」理念や「障害者差別解消法」の浸透を図ります。
- ◇家族だけでなく、地域・学校・企業等子育てに関わるすべての人がその社会的意味を理解し、育児に協力・支援していく必要性について啓発していきます。
- ◇「成年後見制度」について、わかり易い周知・啓発に努めます。
- ◇虐待について安心して相談・通告できる窓口を設置します。
- ◇関係機関と連携し、乳幼児から高齢者までの各種虐待を早期発見、早期解決

できる体制を強化するとともに、虐待防止体制の充実を図ります。

◇「地域活動支援センター」での相談を通して、障害福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。

町内事業者の
取組

- ・「地域福祉権利擁護事業」の利用を支援・促進します。
- ・「市民後見人」の育成を図ります。

(1) 「地域福祉」の啓発

現状と課題

「地域福祉」とは、「何らかの支援を必要としている人たちが抱える生活上の課題について、自分たちが住んでいる『地域』という場所を中心に互いに支え合い、助け合うことで、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組」です。

本町の現状では、少子高齢化や家族形態の多様化、生活習慣の変化が進むなか、地域社会での交流は減ってきており、人と人のふれあいを通して思いやりやいたわりといったお互いを思い合う心を育む機会もまた少なくなっています。

「誰もが安心して暮らせるまち」づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う「地域福祉」の意識啓発が必要になります。地域の相互扶助意識の醸成のために、地域全体に「地域福祉」の考え方が浸透し定着するよう、効果的な広報・啓発活動に努め、学校教育や生涯学習などにおけるふれあい体験やボランティア活動等を推進していくことが重要です。

取組の方向

地域福祉の考え方の「自助」（個人や家庭による「自助努力」）・「共助」（地域社会による助け合い）・「公助」（公的な制度として行う「福祉・保健医療その他サービス」の提供体制の環境づくり）が適切に連携・協働し、「地域で支え合う意識」の啓発を進めていきます。

「地域福祉」推進のためには地域に暮らす人々が貴重な人材となることから、地域活動を通じて一人ひとりが知恵や経験を生かしながら地域の一員として役割を担うことができるよう、人材の育成と地域福祉意識の高揚を図ります。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎日常生活の中で、地域のことに関心を持つように心がけましょう。
- ◎行政区活動、「いきいきクラブ（老人クラブ）」活動などを通じて、地域への関心を高めましょう。
- ◎自然な「助け合いの心」を育てましょう。
- ◎自分自身と地域のために、自分でできることについてはできる限り自分で行いましょう（自助）。

町（行政）の取組

- ◇ボランティア活動やサロン活動などへの支援と多様な福祉活動のPRを通じて、地域福祉活動の大切さについて広報・啓発します。
- ◇「自助」・「共助」・「公助」の役割分担への理解と意識の醸成を図ります。
- ◇学校教育や生涯学習などを通して「地域の支え合い意識」を啓発していきます。

町内事業者の取組

- ・「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、地域の相互扶助意識を醸成していきます。
- ・学校教育と連携し、福祉体験学習等を通じて児童・生徒の豊かな「福祉の心」を育むとともに、地域住民が福祉活動への理解を高めるためのさまざまな啓発活動やボランティア体験等を通して、福祉教育の充実を図ります。



(2) 地域での交流や生きがいつくりの推進

現状と課題

アンケート調査の結果では、近所付き合いについて、全体では「ある程度している」が半数近くと最も多くなっていますが、以前と比較すると若干近所づきあいが薄くなっていることがうかがえます。(→15 ページ)

このような状況のなかで、日頃から地域・近所の人へのあいさつや声掛け等により地域社会との関わりをつくっていき、子どもから高齢者まで地域との関わりを深めていく取組が必要になっています。

また、生涯学習・生涯スポーツは、町民一人ひとりの自己実現を図るものであると同時に、「人づくり」という性格もあり、人と人との交流を生み地域の活力向上につながるものです。今後、退職した団塊の世代の人等の学習意欲の高まりも予想され、それに応えるとともに、高齢者の生きがいつくりの観点からも生涯学習・スポーツの環境づくりが一層重要になります。

さらに、働く意欲のある高齢者の増加も見込まれることから、「シルバー人材センター」等による就労体制の整備を強化していくことも必要になります。

取組の方向

普段からの声掛けをしたり地域行事への参加を促すなどさまざまな交流の場や機会を充実させ、身近な地域での付き合いを深めることができるよう図ります。



具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎近所の人とのあいさつを、日頃から行いましょう。
- ◎登下校の子どもたちに、「おはよう」、「お帰り」などの「あいさつ運動」を実践しましょう。
- ◎地域の行事などが行われるときは、隣近所に声を掛けるよう心がけましょう。
- ◎近所の交流を密にして、気軽に会話ができるように努めましょう。
- ◎近所のひとり暮らし高齢者等に声掛けを行いましょう。
- ◎気軽に参加できる地域の行事やサロン活動を計画し、実施しましょう。
- ◎地域の交流機会を充実させましょう。
- ◎地域の行事などは、日程や時間帯、多くの人に参加し易い開催方法等を検討しましょう。
- ◎地域で見守りの必要のある世帯を把握しましょう。
- ◎日常生活の中で見守り、声掛けを行いましょう。
- ◎地域全体で子どもたちを見守りましょう。

町（行政）の取組

- ◇地域の基盤となる各地域の行政区への情報提供や活動助成により、活動を支援します。
- ◇「子ども会」、「いきいきクラブ（老人クラブ）」などの地域活動団体との連携が不可欠であることから、町社会福祉協議会も含めた連携により、地域福祉活動を推進します。
- ◇介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業*」の推進、充実に努めます。
- ◇「シルバー人材センター」との連携・運営支援を行うことなどで、就労を通じた生きがいの充実や社会参加の機会を提供します。

町内事業者の取組

- ・退職した団塊の世代の人等が、生涯学習やスポーツ等による自己実現を図りながら、特技や豊かな経験・知識等を活かして参画できる地域の活動や交流の場の提供を行っていきます。
- ・既存の地域行事や生涯学習・スポーツに限らず、地域の高齢者・障害のある人・子育て中の親等が気軽に交流できる場所を設置し、「サロン事業」として、地域が主体的に取り組めるよう支援することから始め、地域に根ざした交流の場「ふれあいサロン」を展開していきます。また、サロンの運営ボランティア育成に努めます。

*介護予防・日常生活支援総合事業 市町村が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方への効果的・効率的な支援等を可能にすることをめざす事業。

(3) ボランティア、地域活動としての住民参加の「地域福祉」の推進

現状と課題

「地域福祉」推進の体制を整えていくに際しては、行政サービスだけでなく、住民参加の地域福祉活動が必要不可欠なものであり、ボランティアやNPOなどさまざまな人々が積極的に関わっていくことが必要になっています。

アンケート調査の中で、地域活動とボランティア活動のそれぞれに参加していない、参加したことがない理由について質問したところ、結果は共通して「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」という回答が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が多くなっています。(→18、19 ページ)

ボランティア、地域活動に関する各種情報の発信や、ボランティア、社会貢献活動等の地域活動に参加し易いシステムを整備していく必要があることが分かります。

取組の方向

「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、ボランティアに関する啓発活動や養成・体験講座等を通じてボランティアの育成を図ります。また、ボランティア活動をしたい人と必要とする人等との橋渡し調整（コーディネート）と、活動相談・支援、ボランティア情報の発信等の役割を担う「境町ボランティアセンター」の運営や、住民の地域活動に、支援を行っていきます。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎地域活動やボランティア活動に関心を持ち、取組みましょう。
- ◎自分でできるボランティアを行いましょ。
- ◎近所でできる身近な支援を行いましょ。
- ◎家族で地域活動やボランティアについて話し合いましょ。
- ◎それぞれの能力や経験を地域活動やボランティアにいかしましょ。
- ◎ボランティア意識の向上を図るため、幼少期から参加できる社会貢献活動（ゴミ拾いや公民館等の掃除など）を企画しましょ。
- ◎地域の中で人材発掘に努め、知識や経験・技能を社会的資源として活用できる場を提供しましょ。
- ◎町民・事業者それぞれの立場からできる手助けを行いましょ。
- ◎地域に合った拠点づくりについて、みんなで検討しましょ。
- ◎公民館等の地域資源をみんなで活用するために、使用ルールを守りましょ。
- ◎地域にある既存施設を誰もが気軽に活用できるよう、わかりやすい情報提供を行いましょ。

町（行政）の取組

- ◇町社会福祉協議会と連携して各種ボランティアの育成に努め、「福祉のまちづくり」を推進しましょ。
- ◇「境町ボランティアセンター」が行う事業（ボランティア養成体験講座・登録・相談・コーディネート・啓発等の各種事業や「ボランティア連絡協議会」への活動支援等）と運営を支援していきましょ。
- ◇子どもの頃から、地域福祉・環境美化等地域づくりのボランティア活動への参加促進を図っていきましょ。
- ◇小中学校の福祉教育の中で、車いす体験やボランティア体験等の学習を充実させていきましょ。
- ◇『広報さかい』や町ホームページなどによりボランティアに関する各種情報を提供しましょ。
- ◇ボランティアと地域活動団体との協働について、町のあらゆる部署での推進を図りましょ。
- ◇公共施設や既存施設の利用について調整を行い、より利用しやすい仕組みづくりを進めましょ。
- ◇集落センターや公民館等を拠点として自主的な活動を行うグループの結成や地域におけるサロンなどの開催について、企画運営に関する調整や情報提供などの支援を行いましょ。

町内事業者の
取 組

- 高齢者等の見守り・声かけ、子どもの登下校時の安全見守り等の地域の助け合い活動や各種団体の活動内容について情報発信し、地域活動への関心を高め、活動への参加を促進します。
- 「ボランティアセンター」をあらゆるボランティア活動に関する拠点として、情報の収集とわかりやすい情報発信をし、「センター」としての認知度を高め、住民にとって身近なセンターになるように取り組んでいきます。

3

みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの充実

現状と課題

改正社会福祉法（第107条）では、「市町村地域福祉計画」で、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」と「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」を定めることが求められています。

本町では、高齢者、障害のある人、児童のための各種福祉サービスを、各計画に基づいて進めています。今後も、福祉サービスの量の確保・質の向上とともに、利用者の立場に立った適切なサービスを提供する体制の整備を進める必要があります。

取組の方向

町民にとって利用しやすい福祉サービスの充実と総合化の仕組みづくり、安心して最適な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めていきます。

施設・病院から地域・在宅への流れの中で、支援や介護を必要とする状態になっても安心して生活できる福祉サービス等の充実、特に、住み慣れた地域での生活を支援するため地域密着型のサービスが充実するように努めていきます。



具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎福祉サービスについて、自分の目で見て、体験して、理解しましょう。
- ◎家族で福祉サービスについて話し合い、町のサービスについて理解を深めましょう。
- ◎「いきいきクラブ（老人クラブ）」や地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- ◎地域住民は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「通所型サービス」や「サロン」の運営など地域サービスの充実に努めましょう。

町（行政）の取組

- ◇社会福祉事業者による福祉サービスの質の向上について、必要な助言・指導を行います。
- ◇適正かつ効果的な介護（介護予防）サービスの提供をめざして、事業者への支援および助言・指導を行います。
- ◇相談窓口や地域、組織・団体等で把握した町民のニーズを、行政（町）や地域、組織・団体が共有し、反映できる体制の整備を推進します。

町内事業者の取組

- ・高齢者や障害のある人をはじめ、地域住民・各種団体等で支援を必要とする場合に、適切なサービスを利用できるように、サービスの周知を行うとともに、サービス利用の相談が気軽にできるようにします。

(1) 防犯・防災体制の強化

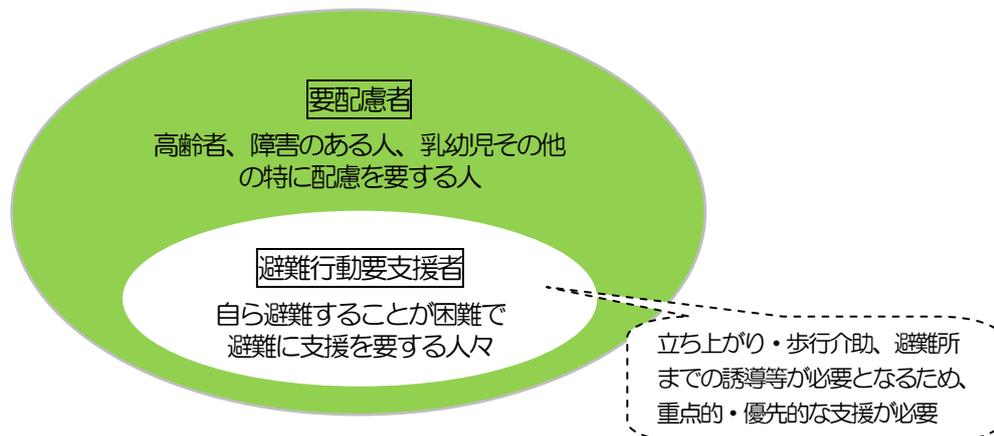
現状と課題

第2章で述べたように支援を必要とする人が増えているなかで、災害や犯罪に対しさまざまな不安を抱えていることが推察されます。住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。

「東日本大震災」（平成23年）や「関東東北豪雨災害」（同27年）、「熊本地震」（同28年）等の体験を基に、震災や集中豪雨等の突然の災害に対処するために、『境町地域防災計画』を基本として、住民の安全を守る防災体制の整備を一層進める必要があります。防災にとって最も大切なのは、日々の備えとともに、住民一人ひとりの心がけであることから、防災意識の啓発や「自主防災組織」の育成と活動の充実・強化を進めていく必要があります。地域における「自主防災組織」による対応は、災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められています。

防犯対策については、町と警察、防犯関係団体や地域とが連携しながら「犯罪のない安心して暮らせるまちづくり」を進めており、地域のなかには一部、パトロールが行われている所もあり、これらの活動が町全体に広がることを期待されます。

災害時要配慮者と避難行動要支援者



取組の方向

災害時に支援が必要な「災害時要配慮者」、そして「避難行動要支援者（旧・災害時要援護者）」の救援等をスムーズに行うための体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障害のある人に対応可能な避難所の拡大を進めます。

避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等、災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達的手段を一層充実させていきます。

また、災害発生時に活動できるボランティアを養成するための講座の開催や、一部の地域や団体等で実施されている「自主防犯パトロール活動」の拡大に努めます。



具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎地域ぐるみで、住民ができることを行いましょう。
- ◎「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、近所とのコミュニケーションをとりましょう。
- ◎ひとり暮らしの家や空き家を定期的に見回しましょう。
- ◎行政区や各種団体と連携して防犯パトロールを実施しましょう。また、防犯パトロールへの参加・協力を行いましょう。
- ◎地域の「自主防災組織」づくりを進めましょう。
- ◎災害時に避難支援が必要な人には、普段から声掛けをしましょう。

町（行政）の取組

- ◇防災に関する正しい知識の普及・啓発を図り、地域単位で行う防災訓練への支援と「自主防災組織」や災害ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。
- ◇自主防災組織づくりや防犯パトロール活動への支援などを通して、警察や消防など関係機関間のネットワークを強化し、防災・防犯対策を推進します。
- ◇ひとり暮らし高齢者や障害のある人、高齢者世帯、その他支援が必要な人など「避難行動要支援者」の名簿登録を推進するとともに、平常時からの見守りや災害時における支援などのため民生委員・児童委員と連携を図り、支援を推進します。
- ◇情報機器端末を利用した防災情報伝達システムの構築を推進します。
- ◇被災時には、町「災害対策本部」と連携し、町社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」への活動支援を行います。

町内事業者の
取組

- 被災地における災害ボランティア活動を通じて、防災への関心と災害発生時の活動力を高める養成研修を実施していきます。さらに、被災地への組織的な支援の体制を整備していきます。
- 防犯ボランティアの「ボランティア保険」加入と登録・組織化を促進していきます。
- 各種研修により、「災害ボランティアセンター」の設置運営やコーディネートのノウハウを獲得していきます。



(2) 環境美化の推進

現状と課題

アンケート調査の結果では、現在「参加している」地域活動として、「清掃・美化活動」を62%の回答者が挙げており、「行政区・班活動」に次いで多く（→18 ページ）、地域の環境美化に多くの方が参加していることがうかがえます。また、山林などへの不法投棄に対して、行政区でパトロールを行い、監視に取り組んでいる所もあります。

安心して暮らし続けられる環境づくりのためには、「地域を愛する心」を育て、自分たちの住む地域をみんなできれいにしようとする取組が必要です。そして、資源の再利用や環境問題に関しても、できることからみんなで取組んでいくことが大切です。

「生活支援体制整備事業」学習会では、「雑草が生えている所が多い。」、「ゴミ出しのルールが守られていない。」、「側溝清掃の担い手が不足（している）。」など、環境やごみ問題に関するさまざまな課題が提示されています（→23、24 ページ）。

取組の方向

地域で生活する住民が快適に暮らしていけるように、町民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図るとともに、地域におけるルールやマナーを守れるまちづくりに取組めます。

町にとって何物にも代え難い財産である良好な自然、生活環境を保全するための意識啓発や、ボランティアによる環境美化活動を推進・支援していきます。

具体的な取組内容

住民・地域の取組

- ◎清掃・美化活動等の地域活動を通して美化意識の向上に取り組ましよう。
- ◎環境問題に関心を持ち、自分たちでできる環境対策に取り組ましよう。
- ◎ごみが捨てられないようなきれいなまちにするため、ボランティアによる空き地や河川などの清掃活動を促進ましよう。
- ◎ごみの捨て方や、犬や猫などを飼う場合のルールやマナーを守りましよう。

町（行政）の取組

- ◇地域の環境保全、美化意識の向上について町民に啓発していきます。
- ◇環境美化に取り組む活動者・団体を支援まします。
- ◇不法投棄などの違反行為について、県・警察・環境団体等と連携して監視体制（監視パトロールなど）を強化まします。

町内事業者の取組

- ・清掃・美化活動等ボランティアの育成や活動支援等に取り組まます。



